

都立庭園の管理経緯と都立庭園ガイドボランティアの誕生

誌名	東京農業大学農学集報
ISSN	03759202
著者	菊池, 正芳 濱野, 周泰
巻/号	61巻1号
掲載ページ	p. 39-47
発行年月	2016年6月

都立庭園の管理経緯と 都立庭園ガイドボランティアの誕生

菊池正芳*・濱野周泰**

(平成 27 年 5 月 21 日受付/平成 28 年 1 月 29 日受理)

要約：東京都には、現在 9 カ所の都立庭園がある。それらはすべて国や東京都により文化財指定された庭園（文化財庭園）となっている。都立庭園の管理については、開設以来東京都が直接管理をしてきたが、1997 年から都立庭園の管理は、財団法人東京都公園協会（2010 年より公益財団法人へ移行、以下公園協会）へ委託されることになった。その際、公園協会によって創り出されたのが「都立庭園ガイドボランティア」であった。2015 年現在、全ての都立庭園で「都立庭園ガイドボランティア」が導入されている。

文化財として適正な管理の下で施設を修復・保全するという施設管理に重点が置かれていた中で、どのような背景から「都立庭園ガイドボランティア」という組織を立ち上げることになったのか、その経緯を考察し明らかにすることが本研究の目的である。考察に当たっては、都立庭園の開園から現在に至るまでの経過の中で施設管理、運営管理の実態を調査するとともに、庭園管理に係る法制度や都立庭園に関する審議会などの行政計画の文献調査を行うことにより、都立庭園創設の時代、都立庭園利用の模索の時代、庭園施設改修の時代、施設管理と運営管理の分離の時代に区分し、施設管理・運営管理の変遷を通して「都立庭園ガイドボランティア」の成立の経緯を明らかにした。

文化財の公開とは、文化財を単に見せるというだけではなく、その価値をより広く伝え、多くの人に理解してもらおうといった意味も含むものであり、「都立庭園ガイドボランティア」は、文化財庭園の価値を広く伝え活用する、公開活動を市民協働で進めるために生まれてきたものである。

キーワード：文化財庭園、都立庭園、ボランティアガイド、庭園管理

1. 緒 言

東京都には九つの都立庭園があり、それらの庭園は全て国や東京都によって文化財指定された文化財庭園となっている。その歴史は、宮内省より下賜された旧芝離宮恩賜庭園を 1924 年に一般公開庭園としたのが始まりであり、その後も三菱財閥から寄贈を受けた清澄庭園、個人より寄贈を受けた向島百花園、宮内省から下賜された浜離宮恩賜庭園などを次々に開園し現在に至っている。

これらの都立庭園は、旧芝離宮恩賜庭園が開園して以来、東京市（1943 年までは東京市でありそれ以後が東京都、煩雑さを避けるため以下すべて東京都で統一する）が直接管理をしてきた。しかし、1997 年に、東京都は全都立庭園を東京都公園協会（2010 年より公益財団法人へ移行、以下公園協会）に管理委託することになった。東京都から公園協会への管理委託の内容としては、清掃、簡易な施設修繕と保全、料金徴収等の日常管理的業務であり、施設の大規模改修、許認可といった業務は東京都が引き続き行うこととした。この管理委託の開始にともない、公園協会では新たな取り組みとして「都立庭園ガイドボランティア」を導入することにした¹⁾。

東京都が都立庭園を直接管理していた時には、施設の修繕・改修・保全を主体としたハード的管理ともいえる施設管理に重点が置かれており、都立庭園は、文化財庭園として美しい管理状態を保つことにより来園者に不愉快感を与えないことが、庭園における最も本質的なサービスであると考えていた²⁾。一方、「都立庭園ガイドボランティア」は、文化財としての歴史や作庭意図などの基礎教育を受けたボランティアが、来園者をガイドするという、都立庭園の管理において、今までに無い新たな管理ソフトの創設であった。

文化財保護法には、所有者やその関係者の責務として、文化財を公共のために保存・公開に努めなければならないとしてあり、また、一般国民は行政措置に誠実に協力しなければならないとも記されている（第 4 条 2）。この法の趣旨からすると、従来、東京都が行ってきた施設管理主体の管理に関しては、文化財の保存に努めてきたといえるものであるが³⁾、一方で、文化財を公共の為に公開するといった部分を広くとらえると、公開庭園として自由に見学できるといった点では十分であるが、文化財としての歴史的、文化的価値を伝えるといった点に関しては十分ではなかったかもしれない。また、一般の国民が行政措置に協力する

* 東京農業大学大学院農学研究科環境共生学専攻

** 東京農業大学地域環境科学部造園科学科

といった、いわば国民との協働の部分についても十分とはいえない状態であった。

「都立庭園ガイドボランティア」は、東京都の文化財庭園の管理において、文化財の公開の推進、国民との協働といった部分を補足するうえで有効な仕組みであると考えられる。そこで、本研究では、都立庭園の管理の歴史的な経過の中から、どのような背景とともに「都立庭園ガイドボランティア」が誕生したのか、その成立の背景を明らかにすることを目的とする。文化財を管理していくうえで施設を保全・公開することは義務的行為であるが、それをどのように進めていくかについては文化財の所有者にとって重要な課題である。文化財の公開といった意味合いを持つ「都立庭園ガイドボランティア」の成立と都立庭園における管理の変遷の経緯を明らかにすることは、他の文化財施設を所有する所有者にとっても意義あるものと考えられる。

各都立庭園の開園時期から現在に至るまでの管理の変遷の中で、都立庭園の管理に影響を及ぼした法制度や、都立庭園に関する審議会答申や行政計画などの事業方針等、及び当時の経済情勢等を整理し、庭園管理の変化がどのような状況の中で引き起こされたのかについて考察する。開園当時から現在までの変遷を整理することと、「都立庭園ガイドボランティア」誕生の時期との関係を明らかにし、都立庭園の歴史における誕生の経緯を示すものである。

2. 「都立庭園ガイドボランティア」制度

本研究で対象とする「都立庭園ガイドボランティア」とはどのような組織、制度なのかについて以下にまとめる。

「都立庭園ガイドボランティアの設置及び運営に関する要綱（平成23年3月31日要綱第7号、以下、設置要綱）」によると、「都立庭園ガイドボランティア」とは、「公園協会からライセンス証及び委嘱状の交付を受け、各庭園サービスセンターに登録した都立庭園ガイドボランティア団体に入会し、自らの自由意志に基づき、特別な場合を除き無償でガイド活動を行う者をいう。（設置要綱第3条）」と定義されている。「都立庭園ガイドボランティア」の活動内容については、「(1) 各都立庭園がもつ特徴、鑑賞方法、歴史、文化及び動植物等の案内、(2) その他文化財としての都立庭園の愛護精神を育むために必要な活動（設置要綱第4条）」となっている。活動日については、「都立庭園ガイドボランティアの活動日は、都立庭園ガイドボランティア団体の代表者と庭園サービスセンター長が協議し、都立庭園ごとに定める。（設置要綱第5条）」となっている。具体的には、表1に示す通り、実施日時は庭園によって異なっているが、概ね土日・祝日の週2～3回で、午前・午後各1回、1日2回のガイドを行っており、1回に約1時間～2時間程度の時間で実施している。

1999年10月、浜離宮恩賜庭園、小石川後楽園において「都立庭園ガイドボランティア」による庭園ガイドが初めて実施された。その後、2000年10月から六義園、2002年10月から清澄庭園において「都立庭園ガイドボランティア」が導入され、各庭園で庭園ガイドが実施されることとなった。その後、順次庭園ごとに「都立庭園ガイドボランテ

ア」が養成され、2009年4月に殿ヶ谷戸庭園において「都立庭園ガイドボランティア」が導入されたことにより全ての文化財庭園に導入された¹⁾。

3. 都立庭園の創設と現在までの経緯

2015年現在、東京都が所管している都立庭園は9カ所であるが、それぞれの庭園は作庭者、作庭年などが多様であり、例えば、浜離宮恩賜庭園は徳川将軍家の庭園であった⁴⁾。また、小石川後楽園は水戸家の土屋敷の庭園⁵⁾、旧芝離宮恩賜庭園は江戸幕府老中大久保忠朝の上屋敷の庭園⁶⁾、六義園は柳沢吉保の下屋敷の庭園であった⁷⁾。それぞれ、江戸時代に作庭された大名庭園と呼ばれる池泉回遊式の庭園である。また、江戸時代の大名庭園を岩崎弥太郎が買い取り三菱社員の慰安、招宴場として利用した清澄庭園⁸⁾、三菱財閥の創始者である岩崎家の本邸であった旧岩崎邸庭園⁹⁾、古河財閥の本邸であった旧古河庭園¹⁰⁾、江戸時代の民営の花園であった向島百花園¹¹⁾、三菱家の別荘地であった殿ヶ谷戸庭園¹²⁾、これらの都立庭園は民間の財力のある人々の屋敷や別邸などの庭園であり、明治時代、大正時代を代表する建築物を含んだ庭園となっている。

そして、これらの都立庭園は、東京都が管理を開始し一般開放するまでの間、宮内省、陸軍省、民間企業、進駐軍(GHQ)などさまざまな所有者の管理を経て、東京都の管理する庭園となった。また、1950年に文化財保護法が制定され、都立庭園も順次文化財庭園として指定されることになるが、それ以前は、文化財としての位置づけもなく、施設の所有者の都合によって施設が改変されるなど、文化財としての庭園管理がなされていなかった時代があった。

ここではまず、都立庭園の文化財としての位置づけを示し、その後、「都立庭園ガイドボランティア」が誕生するまでの経緯について都立庭園の開園当初から考察する。

表1 「庭園ガイドボランティア」の活動人数

庭園名	活動日	集合時間（所要時間）	人数
旧岩崎邸庭園	毎日	11:00～、14:00～ (各回60分程度)	79
旧芝離宮恩賜庭園	土・日	14:00～ (1回45～60分)	22
旧古河庭園	土・日・ 祝日	11:00～、14:00～ (各回60分程度)	24
清澄庭園	土・日・ 祝日	11:00～、14:00～ (各回60分程度)	38
小石川後楽園	土・日・ 月・祝日	11:00～、14:00～ (各回60分程度)	48
浜離宮恩賜庭園	土・日・ 祝	11:00～、14:00～ (各回60分程度)	46
向島百花園	土・日	11:00～、14:00～ (各回30分程度)	28
六義園	土・日・ 祝日	11:00～、14:00～ (各回60分程度)	47
殿ヶ谷戸庭園	日	11:00～、14:00～ (各回40分程度)	10
人数合計			342

平成27年4月現在の人数（公園協会ホームページによる）

*清澄庭園、向島百花園は平成26年4月現在の人数

*浜離宮恩賜庭園、六義園においては英語ガイドを定期的の実施

表 2 都立庭園の文化財指定及び関連事項等年表

	年	開園及び文化財指定	行政計画・方針等	運営管理等	施設管理等	社会情勢
都立庭園創設の時代	1924年	旧芝：開園				
	1931年			旧芝パンフ：沿革		
	1932年	清澄：開園				
	1936年			清澄パンフ：概要、利案		
	1938年	後楽園、六義：開園		後楽園パンフ：沿革	後楽園：涵徳亭再建	
	1939年	百花園：開園				
	1945年					第二次世界大戦終戦
	1946年	浜：開園		浜パンフ：沿革		
	1948年			浜パンフ：沿革、利案	六義：心泉亭債権 浜：テニスコート開設 百花園：藤瀬 刀再建	
	1949年				六義：心泉亭再建	
都立庭園利用の模索の時代	1950年		文化財保護法制定	浜：大泉水貸ボート	旧古：米軍接收解除	朝鮮戦争
	1952年	後楽園、浜：特別名勝、特別史跡指定				
	1953年	六義：特別名勝指定		六義：各国大公使招待 浜：水上バス発着所設置	清澄：大正記念館再建 清澄：涼亭改修 浜：お伝い橋再建	
	1954年			浜：下賜 20 年記念小誌		
	1956年	旧古：開園	都市公園法制定	旧古パンフ：沿革、利案 後楽園：園内説明小誌		
	1957年			浜パンフ：沿革、利案		
	1959年			旧古パンフ：沿革、利案	後楽園：丸屋 丸谷 再建	
	1963年			六義パンフ：英語版		
	1964年					東京オリンピック
	1965年			清澄パンフ：沿革、利案 旧古パンフ：沿革、利案	浜：八橋再建	
	1966年			六義パンフ：沿革、利案		
	1967年			浜パンフ：英語版		
	1968年			後楽園パンフ：英語版		
	1972年			都立庭園無料化		
庭園施設改修の時代	1978年	百花園：特別史跡指定	東京都公園審議会「庭園の管理のあり方について」答申			
	1979年	清澄：(都) 名勝指定 殿：開園 旧芝：名勝指定		都立庭園有料化に戻る		
	1983年	旧古：(都) 名勝指定		六義：知事主催園遊会 浜：中茶屋再建 後楽園：大泉水浚渫	六義：池全面浚渫 浜：テニスコート廃止	
	1984年					
	1985年				清澄 旧芝 旧古：池浚渫 後楽園：涵徳亭改築 百花園：御成門改築 清澄：涼亭改築	
	1986年					
	1987年		都立庭園の保存・復元・管理等についての調査開始			
	1988年				清澄：大正記念館改築	
	1989年				清澄：大正記念館建替 旧古：本館改修	
	1990年		都立庭園の保存・復元・管理等に関する計画決定			東京都第三次長期計画に「名園の復活」記載
	1992年		後楽園：保存管理計画		後楽園：内庭改修	
	1993年				浜：大泉水浚渫	
	1997年				浜：庭園ガイド開始(職) 後楽園：庭園ガイド開始(職)	公園協会管理受託
	1998年	殿：(都) 名勝指定	公園協会「都立公園利用実態調査」 公園協会「都立庭園の管理運営の方策について」答申		公園協会「庭園ガイドボランティア」発足 浜、後：庭園ガイド開始	
1999年				六義：庭園ガイド開始 旧芝、旧古：ライトアップ開始	後楽園：外周塀完成	
2000年				六義、浜：ライトアップ開始		
2001年	旧岩：開園	東京都立庭園におけるパリアフリーのあり方について」決定				
2002年				清澄：庭園ガイド開始		
2003年				旧岩：庭園ガイド開始		
2004年			「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」作成			
2005年				旧古：庭園ガイド開始		
2006年				百花園：庭園ガイド開始 都立庭園利用料金制入	公園協会都立庭園指定管理受託	
2008年				旧芝：庭園ガイド開始		
2009年				殿：庭園ガイド開始		
2011年	殿：名勝指定				浜：松の茶屋再建	公園協会都立庭園指定管理者受託(二期目)

凡例 旧岩：旧岩崎邸庭園、旧芝：旧芝離宮恩賜庭園、旧古：旧古河庭園、清澄：清澄庭園、後楽園：小石川後楽園、殿：殿ヶ谷戸庭園、浜：浜離宮恩賜庭園、百花園：向島百花園、六義：六義園

注) 東京都指定の文化財のみ(都)と記載。それ以外は国指定

(1) 東京都における文化財庭園の指定について

九つの都立庭園は、国や都により文化財指定を受けている文化財庭園である。文化財保護法によって国の特別名勝と特別史跡の二重指定を受けているのが浜離宮恩賜庭園と小石川後楽園で、特別名勝が六義園、名勝が旧芝離宮恩賜庭園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、名勝・史跡が向島百花園であり、清澄庭園は都指定の名勝である。以上のように都立庭園は、一般開放されている都市公園でありながら、国や東京都の文化財としても位置づけられている。都市計画法上の都市施設である都立庭園は、特殊公園に属し、その中でも歴史公園にあたるものである。ここで歴史公園とは、史跡・名勝などの文化を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適切に管理することが決められている。

なお、名勝庭園は、芸術上、鑑賞上、学術上の三点で価値の高いものとして選ばれたものであるが、史跡の場合は、名勝とは異なり、歴史上、学術上の価値のみが基準であって美術的基準は問題にされていない。

公園協会では、都立庭園が、ある意味では相反する管理・利用を求める公園行政と文化財行政の中に属していることで、いわば両方の問題と課題の中からその保存・管理・利用のあり方を探っていかなければならない²⁾。

(2) 都立庭園の開園から文化財庭園までの経緯

1924年に旧芝離宮恩賜庭園が最も早く、都立庭園として東京都の管理となり開園した。その後、1932年に清澄庭園が開園し、1938年に小石川後楽園、六義園が開園するなど順次東京都の庭園として開園し、2001年に旧岩崎邸庭園が開園したことにより、9つの庭園は全て東京都が所有し管理する都立庭園となった。これ以降、9庭園は都立庭園として一般開放され、統一した管理がなされるようになり、文化財としての施設管理も始まることになった。

各庭園が、開園からどのような変遷を経て現在に至ったのかを、開園及び文化財指定、行政計画・方針等、運営管理等、社会情勢の項目に分け時系列に「都立庭園の文化財指定及び関連事項等年表」として表2に整理した。表2に従って時代の経過による施設の管理と運営における考え方の変化をとらえることにする。

文化財庭園でもある都立庭園の管理を考えた場合、歴史的経緯の中で大きな転換点となる三つの事柄・事項がある。先ず一つ目は、1950年の文化財保護法の制定である。文化財保護法の制定により、都立庭園も文化財として指定されることにより、文化財的価値のある貴重な庭園であることを広く国民・都民に周知することができたとともに、都立庭園の管理が、文化財としての庭園管理に方向づけられていった。二つ目は、知事の諮問機関であり、東京都の公園・霊園に関する整備計画に関することや利用普及に関すること、運営に関することを審議し答申する東京都公園審議会（以下、公園審議会）により1978年に出された「都立庭園の管理の在り方について」の答申である。この答申は、文化財庭園としての都立庭園の管理の基本方針を初めて定めたものである。三つ目は、1997年に全都立庭園が

東京都から公園協会へ委託化された、都立庭園の事業委託である。この時から、簡易な施設改修や清掃など日常的維持管理業務や来園者へのサービス向上といった、文化財庭園の運営・管理面を公園協会が担うこととなった。

この三つの転換点を境として、都立庭園の管理がどのように変わっていったのかについて、四つの時代に区分してその特徴を述べることにする。

a) 「都立庭園創設の時代」(1924年～1949年)

都立庭園の第1号である旧芝離宮恩賜庭園の開園した1924年から、文化財保護法が成立する前年(1949年)までの時代である。

1923年に関東大震災(以下、震災)が発生し、東京市(当時)の約4割が焼失した。現在の都立庭園の多くもその被害を受け、多くの木造建築物が焼失したが、多くの人たちの避難場所ともなった。これらのことから都立庭園は都市にあって貴重な避難場所としての認識が高まるなど、公共施設としての役割が見直された時期でもあった。そのため、1924年に昭和天皇のご成婚記念として下賜された旧芝離宮恩賜庭園が園地復旧、整備を行い開園⁶⁾したことに始まり、1932年には三菱財閥より都が寄贈を受けた清澄庭園の開園⁸⁾、1938年には文部省から管理の引継ぎを受けた小石川後楽園を開園⁵⁾するなど、宮内庁が所管する庭園や財閥の所有であった庭園が下賜、寄贈され、順次開園し市民に都立庭園として供用開始することに努めた時代であった。

公園協会には過去の都立庭園のパンフレットが保存しており、それらを調査したところ、その内容は庭園の沿革、利用案内といったものであり、今まで一般市民が立ち入ることのできなかつた庭園を利用するに当たって、利用時間、禁止行為などの規則が書かれたものであった。利用規制等の内容も各庭園に共通する項目の説明であり、作庭意図や材料等に踏み込んだ庭園の特色が現れるものではなかった。

この時代は、震災によって壊滅的な被害を受けた市街地の中に、少しでも多くの緑地を確保し東京を復興させようとする動きの中で、都立庭園も貴重な緑地空間として整備公開することが望まれた時代であり¹³⁾、庭園利用に関しても、入園するに当たっての禁止事項などの規制的な側面が強い時代であった。

b) 「都立庭園利用の模索の時代」(1950年～1977年)

文化財保護法が施行される1950年から1978年に公園審議会より「庭園の管理のあり方について」の答申が出される前年までの時代である。

1950年に文化財保護法が制定され、1952年には浜離宮恩賜庭園、小石川後楽園が特別史跡・特別名勝の二重指定を受け、翌1953年には六義園が国の特別名勝に指定されるなど、東京都における都立庭園の文化財的価値が公的にも認められる時代である。特別史跡・特別名勝の二重指定されている施設は、全国でも鹿苑寺(金閣寺)や慈照寺(銀閣寺)など九つのみでありその内の二つが都立庭園である。

この時代は、1950年に発生した朝鮮特需による景気回復の後、1954年の神武景気から始まり1973年まで続く高

度経済成長期に当たっている。この時代は1956年に首都圏整備法が施行され翌1957年には東京都の10か年の公園整備目標が定められた。また、1956年には都市公園法が制定され、住民一人当たりの公園面積が6㎡と定められるなど、公園整備が加速された時代であった。この時代を象徴するイベントが1964年開催の東京オリンピックであり、駒沢オリンピック公園が整備されるなど東京都の公園行政にとっても整備拡大の活発な時代であった¹³⁾。

しかし、都立庭園における施設管理等に関しては大きな動きは無く、清澄庭園に移設した大正天皇の葬場殿に因んだ大正記念館が戦災により焼失したため、1953年貞明皇后の葬場殿の旧材の譲与を得て大正記念館を再建したことが主な事業であった⁸⁾。当時の公園行政は、首都圏における公園・緑地の確保を大目標としており、都立庭園に係る整備事業まで十分に行き届かなかつたものと考えられる。

運営管理等においては、1964年開催の東京オリンピックに呼応して、各庭園のパンフレットには沿革部分に英訳が付けられ、外国人にも分かりやすいパンフレットにするなどの工夫が見られたが、内容は従来通りの庭園の沿革と利用案内であった。

その中で、浜離宮恩賜庭園は25haの面積があり九つの文化財庭園の中で最も広く、1949年にテニスコート場の整備、1950年の1年間だけではあるが大泉水をボート場にするなど、都民の娯楽の場所として様々な試みが進められた。これは有料施設使用料の獲得といった意味合いもある。当時、東京都の公園経営は、浅草公園仲見世使用料などにより自給自足の独立採算性の公園経営が、終戦直後まで行われていた影響があり、有料施設使用料の獲得は公園経営を進めていく上で重要な要素でもあった¹³⁾。

そして、1972年に都立庭園の無料化が実施されることによって、都立庭園の荒廃が進む結果となり、文化財庭園の管理のあり方を検討する契機となった³⁾。

この時代は、高度経済成長とともに公園整備も拡大していく時期であったが、その影響は庭園にまでは及ばなかった。また、浜離宮恩賜庭園のように都立庭園の一部を改修してテニスコートの利用や大泉水をボート場にするなど、都立庭園を文化財として保全するといった考え方もみられなかった。

c) 「庭園施設改修の時代」(1978年～1996年)

公園審議会から都立庭園の管理に係る答申が出される1978年から、都立庭園の管理が公園協会に管理委託される1997年の前年までの時代である。

1978年に公園審議会から「庭園の管理のあり方について」の答申が出された。この答申に基づき東京都において初めて都立庭園の管理の基本方針が定められた。以後、この答申に基づいて都立庭園は文化財庭園として整備・管理がすすめられていくことになる。その後、1990年には更に、文化財庭園を「保存・復元・管理」するための基本理念や基本方針をまとめた「文化財庭園の保存、復元並びに管理等に関する計画」(以下、保存管理計画)を行政計画として決定した。東京都では、この保存管理計画を「名園の復活計画」と命名し、当時、東京都が作成した長期計画であ

る「第三次・東京都長期計画」及び「総合実施計画」に掲載し事業化を図ることとした。このことにより、文化財庭園を貴重な歴史的文化的遺産として保護し、次世代へと伝えていくために、計画的に文化財庭園の保存や修復・復元等を事業として実施していくことが東京都の事業計画として正式に位置付けられることになった¹⁴⁾。

ここで、公園審議会答申の内容及び保存管理計画の概要について述べる。

「庭園の管理のあり方について」

1978年の公園審議会答申「庭園の管理のあり方について」は、1972年から都立庭園の無料開放に伴い、園内が荒廃してしまったことに対して、改めて文化財庭園の管理のありかたを明らかにしようとしたものであり、公開に際しては入園料の徴収、時間の制限などが改めて決まった³⁾。

答申では、有料化の復活と共に、管理運営も含めた庭園管理のありかたについて明らかにしていった。当時の管理運営では、案内板の整備、パンフレットの充実、庭園ガイドの実施などの案が出されている。それは、文化財庭園の活発な利用と共に啓発活動の一環として考えられていた。

1979年に答申に沿って都立庭園は再び有料となり、1983年には浜離宮恩賜庭園のテニスコートは廃止になった。審議会の答申を受け、1983年に六義園、1984年に小石川後樂園、1985年には清澄庭園、旧芝離宮庭園と次々に池の浚渫工事が進められるなど、施設の修復・改築等が進められていった。

「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する計画」および「名園の復活計画」

震災や第二次世界大戦(以下、戦災)によって焼失等の被害を被った文化財庭園の修復・復元・管理について、「あるべき将来像」を提示することこそが、東京都の公園関係者にとって長い夢であった¹⁴⁾。東京都は、1987年に文化財庭園に係る専門家で構成される委員会を設置し、各庭園の史資料を収集し、その歴史性や文化性を明らかにした上で、保存管理の検討及び推進を図るために「都立庭園の保存・復元・管理等に関する調査」を開始した。その成果として1990年「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する計画」が策定された。

その計画の基本方針は、i) 庭園を適切に保存し、次代に伝えていく、ii) 庭園を計画的に修復・復元し、適切に管理していく、iii) 庭園を適切に公開する、iv) 庭園を江戸園芸の伝承の場としていくことの四つとした。

そして、庭園の適切な管理については、「庭園の保存のために利用者を排除することなく、保存を第一に優先させつつ、都民が直接に江戸の空間文化に触れ合うことが出来るよう庭園の公開を図る」とあり、公開することの重要性について述べるとともに、適正利用に工夫を凝らすことにも触れている。具体的にはハード的な面では、通年開園はサービス向上に必要な措置ではあるが、建築物や植物の維持管理には庭園を休ませるの必要があり、公開時間の制限、短縮などの措置、維持作業職員の充実の必要性も挙げている。また、ソフトな面では、有料入場制限の継続、総入場者の制限、低年齢層の入場制限、あるいは付き添いの義務

の設定、利用マナーの徹底などを必要としている。さらに、利用者に文化財庭園であることを認識させる意味でもパンフレットの製作配布、庭園鑑賞への手引きと説明、鑑賞マナーの指導、案内板の整備拡充といったことが挙げられている³⁾。

東京都における文化財庭園では、震災、戦災で焼失した多くの施設を従来の姿に修復・復元していくことが長年の課題とされ、江戸時代から受け継いできた貴重な財産である文化財庭園を適切な形で次世代に引き継いでいくことが行政としての大きな目標であった。管理に関しても考え方は同様であり、貴重な文化財を復元・保全・管理することが重要であり、そのために利用者の意識向上や利用マナーの向上を求めるといった、利用者の満足度を高めるためではなく、文化財のための管理に視点が置かれており、それが結局利用者サービスにつながると考えていた。

そして、「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する計画」は、1990年に東京都の長期計画に「名園の復活計画」として位置付けられ、震災や戦災で焼失してしまった施設を、被災前のより良い状態に計画的に修復・復元する事業として進められることとなった¹⁴⁾。

この時代は、文化財庭園の施設改修等が「名園の復活計画」として当時の東京都・第三次長期計画に位置付けられるなど、好況な経済を背景として施設改修が本格的に開始された時代であり、施設の維持管理も含め施設の復元が中心であった。

しかし、保存管理計画において利用者サービスの向上策として、具体的な案も提案されていたが、利用者へ庭園の意匠や観賞情報を提供する媒体としての新たなパンフレットを作成する動きもなく、旧来のパンフレットを増刷するに止まっていた。

d) 「施設管理と運営管理の分離の時代」(1997年～現在)

1997年に都立庭園の管理が東京都から公園協会に管理委託されてから現在(2015年)に至るまでの時代である。

1997年に都立庭園の管理が公園協会に管理委託されると、公園協会では、庭園利用の活性化と来園者サービスの向上が検討されることとなった。そこで、公園協会では、1998年に「都立庭園利用実態調査」を行い都立庭園における来園者の動向を把握するとともに、学識経験者らによる「都立庭園の管理に関する専門委員会(以下専門委員会)」を立ち上げた。そして、東京都から受託した都立庭園の管理業務について、都の維持管理方針に基づき具体的な管理運営方策の検討を進め、1999年に公園協会の専門委員会より「都立庭園の管理運営の方策について」の答申が出された。この答申に基づき、東京都の庭園管理職員からの提案により、1997年に公園協会の職員により試行的に実施されていた「庭園ガイド」を、1999年からは「都立庭園ガイドボランティア」による「庭園ガイド」として開始することになった。その後、2000年には都立庭園の夜間ライトアップが開始されるなど、この利用者主体の施策は全都立庭園へと拡大していった。

東京都から公園協会への管理委託の開始にともない、文化財庭園として将来を見据えた、目指すべき姿に向けた計

画的な大規模施設整備・改修は東京都が行い、日常的管理や来園者サービスの向上といった部分を受託者である公園協会が行うといった役割分担が明確になった。

この時代、施設管理としては、大きな施設改修等は無くなったが、2004年に「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」が策定され、都立庭園の特徴や状況に応じた都立庭園ごとの管理方針が定められることになった。

4. 「都立庭園ガイドボランティア」が誕生する背景と公園協会の動き

各都立庭園の開園時期から現在に至るまでの経過の中で、都立庭園の管理に係る法制度や、都立庭園に関する審議会答申や行政計画などの事業方針等、及び当時の経済情勢について調査し、庭園管理の変化がどのような状況の経緯の中で引き起こされたのかについて関連を整理することで、「都立庭園ガイドボランティア」誕生の背景が明らかになってきた。

次に、都立庭園の管理を受託した公園協会において、「都立庭園ガイドボランティア」がどのような事情の下に誕生したのかについて分析を進める。

都立庭園を管理受託することとなった公園協会では、公園協会理事長の諮問機関として、有識者からなる専門委員会を1997年に設置し、都立庭園利用者の動向を把握する為、1998年に「都立庭園利用実態調査」²⁾を行った。その結果等を基に、文化財庭園の管理方針を策定するため、1999年に「都立庭園の管理運営の方策について」とする答申を出した¹⁵⁾。

ここで、都立庭園の管理を実際に行うこととなった公園協会が、利用者の動向ならびにこれからの利用者のための管理の方向性を示した「都立庭園利用実態調査」報告書及び「都立庭園の管理運営の方策について」の概要について述べる。

(1) 「都立庭園利用実態調査」

公園協会では、1998年時点でまだ都立庭園でなかった旧岩崎邸庭園(2001年開園のため)を除く八つの都立庭園をその対象として、その管理・利用の現状を把握する目的で調査を行った。調査は平日と休日の2日間で総計658名からの回答を得た。調査項目としては、来園者の属性、都立庭園が文化財庭園であるとの認識度、文化財的価値への期待感とオープンスペースとしての利用実態、都立庭園の制限的利用と利用意識の変化、文化財庭園の利用・目的、来園者が求める都立庭園の管理の形、各都立庭園の立地、あるいは特性と来園意識の関係の大きさは7項目であった。

調査結果から、都立庭園が文化財庭園として、金閣寺や銀閣寺の庭園と同じように法的には文化財の位置づけであるということを知らない人が多く、都立庭園に訪れてその静かなたたずまいの中に憩いを求めている人に、この貴重な遺産が、今日ここに存在している経緯をほとんど伝えられていない状態であった。

このような現状から、できるだけ多くの人に文化財としての庭園を知ってもらうことが大事なことであり、文化財庭園としての存在性や意義を明確に認識させることが何よりの課題であることも顕在化した。

そのためには、都立庭園の景観や建造物、植物などについて、これまでとは異なる手段によって情報提供することを考慮する必要性があり、より深い理解を図るべきであるという指摘がなされた²⁾。

(2) 「都立庭園の管理運営の方策について」の答申

答申では、文化財庭園における今後の管理運営について必要な方策を、「景（空間）の復元」と「利用の復元」の二つの視点から多角的に検討しとりまとめ、提言という形で答申の方針を示した。「景の復元」について、文化財庭園の管理では、①作庭意図の維持と継承が基本であること、②公園管理とは異なる庭芸・樹芸の技術によって維持管理していくことなど三つの提言がなされた。「利用の復元」では、管理運営において、庭園の鑑賞や学習とともに、庭園の楽しさを現代の利用者が生き生きと追体験できる庭園となるよう努めることや、都立庭園は都民の貴重な資産であり、都民とともにこれを管理運営する方策を推進することなど五つの提言がなされた。

この利用の復元の中で、都立庭園は都民の貴重な財産であり、庭園を未来へ継承していく仕事は都民とともに進めるべきであるとして、庭園ガイドへの参加などを具体的事項の一つとした¹⁵⁾。

公園協会では、この答申を受け東京都における文化財庭園の庭園ガイドなど、都民との協働による具体的な管理運営方策を検討することとなった。

5. 「都立庭園ガイドボランティア」の誕生

1997年に行われた都立庭園の公園協会への管理委託は、行政が行っていた文化財庭園の管理を公園協会が代わって行うという一大転機であった。東京都では、1978年の公園審議会の答申以来、文化財庭園の管理の在り方を検討してきたが、公園協会への管理委託により、文化財保護法に基づく文化財庭園の計画的な大規模施設整備・改修は東京都が行い、日常的管理や来園者サービスの向上といった部分を受託者である公園協会が行うといった役割分担が明確になった。

そして、1998年に公園協会が実施した「都立庭園利用実態調査」や、1999年に策定された答申「都立庭園の管理運営の方策について」によって、できるだけ多くの人にこれだけ価値の高いものがあることを知ってもらうことが大事なことであり、文化財庭園の存在性や意義を明確に認識させることが何よりの課題であることが明白になった。そのためには、庭園の景観や建造物、植物などについての情報提供の手段を考慮することでより深い理解を図るべきであるということ、加えて、利用の復元の中で、都立庭園は都民の貴重な財産であり、庭園を未来へ継承していく仕事は都民とともに進めるべきであるとして、庭園ガイドへ

の参加などを具体的事項の一つとした¹⁵⁾。

これらの提案を具体化したものとして、ボランティアが庭園ガイドを行う「都立庭園ガイドボランティア」組織の立ち上げが現実のものへと進んでいった。

(1) 公園協会職員による「庭園ガイド」の試行実施

1997年に都立庭園が公園協会に管理委託され当時、浜離宮恩賜庭園の管理事務所長であった職員や庭園の維持業務を担当していた担当係長に当時の状況についてヒヤリングを行ったところ次のことが明らかになった。当時、公園協会では、来園者サービスの向上のために何ができるかについて、8カ所の庭園管理事務所長による会議を定期的に行い、何らかの新規施策を早急に打ち出す作業を進めていた。その中で、園内巡回の際や維持管理作業中に来園者から庭園に関する説明を求められる機会が多いといった経験などから、来園者に庭園の説明を行うガイドを試行的に実施することになった。

ガイドの説明内容やコースの設定は管理事務所の職員が行い、あくまでも庭園管理事務所の職務の一つとして行うガイドであった。職員による庭園ガイドは、来園者サービスの向上策の一つとして施行されたが、従来からの維持・管理業務が煩雑化する中で職員が定期的に行うことは困難であった。

また、浜離宮恩賜庭園や小石川後楽園等の特定の文化財庭園の知識を持つ人は学識者や研究者等に限られており、庭園のガイドは簡単に都民参加のできる状況ではなかった。庭園ガイドを行うためには、江戸大名庭園に関する歴史・文化の正確な知識が必要であり、庭園ガイドを組織化するためには、正しい知識を持ったガイドの養成が最初に取り組みなければならない条件であった。

(2) 都立庭園ガイドボランティアの養成

文化財庭園のガイドを行うためには、池泉回遊式庭園である江戸の大名庭園の知識等その文化財庭園の特徴に応じた基礎的知識が必要であり、その基礎的知識と共に各庭園の持つ歴史的知識も必要となる。そのため、東京都から委託された公園協会では、文化財庭園の基礎的知識の普及拡大と専門家の養成の目的から、江戸大名庭園等文化財庭園の基礎的な教養講座と、基礎的知識以上に専門的に深く知りたい人のための専門講座を用意する二段階構造とした。最終目的である庭園ガイドの養成は、専門講座の受講生の中から希望者を募り、庭園のガイドとして意欲のある人材を発掘する仕組みとした。また、公園協会では、都立庭園ガイドボランティアを制度化するにあたって、庭園のガイドとなるためにはライセンス試験に合格することを条件とし、庭園のガイドは単なる労務の提供のためのボランティアではなく、文化財庭園に係る知識を持っていると認定された、ガイド資格を持ったボランティアであるという重みづけを行った¹⁾。

1995年に発生した阪神淡路大震災によりボランティアが市民権を得て、多くの場所でボランティアが活動することとなったが、「都立庭園ガイドボランティア」は、ボラ

ンティアでありながら敢えて資格制度とすることにより、文化財庭園の知識を持った専門ボランティアであることを証明するものとなった。

2015年現在、「都立庭園ガイドボランティア」は、自分たちでガイドコースを設定し、ガイド内容を作成し行動する自主運営の団体として活動している¹⁶⁾。

6. まとめ

都立庭園の開園から現在に至るまでの管理の経緯を通して、「都立庭園ガイドボランティア」誕生までの背景を明らかにしてきた。都立庭園の管理の委託化といった転換点によって、施設管理者としての行政と、来園者のための運営・管理を受け持つ受託者といった役割分担の明確化が背景にあったことが示唆された。役割分担の明確化により、庭園の特徴とともに文化財庭園の存在性や意義を広く来園者に伝えるといった、文化財の公開という意味合いを持つ「都立庭園ガイドボランティア」が誕生したと考えられる。一方、行政は「東京都における文化財庭園の保存管理計画」を作成し、文化財庭園の復元・保全というハード面の管理に特化して事業を進めることとなった。この役割分担の明確化が、文化財保護法が所有者に課している文化財の保全・公開の義務を達成することとなった。また、ボランティアによるガイドという仕組みは、市民協働による文化財管理の直接参加に叶うものである。

今後、さらに「都立庭園ガイドボランティア」誕生の時代に焦点を絞り、誕生に関係する行政における審議過程等について検討し、実際に機能するまでの成り行きについて研究を行う予定である。

参考文献

- 1) 高橋康夫 (2000) 都立公園におけるガイドシステム. 都市公園 No148 東京都公園協会: 58-64
- 2) (財) 東京都公園協会 (1998) 都立庭園利用実態調査報告書: pp 121
- 3) 中島 宏 (1990) 東京都における文化財庭園の管理について. 都市公園 No108 東京都公園協会: 10-18
- 4) 小杉雄三 (1994) 浜離宮恩賜庭園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 12: pp 98
- 5) 吉川 需 (1994) 小石川後樂園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 28: pp 93
- 6) 小杉雄三 (2002) 旧芝離宮恩賜庭園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 36: pp 120
- 7) 森 守 (1981) 六義園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 19: pp 142
- 8) 北村信正 (1981) 清澄庭園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 18: pp 88
- 9) 小口健三, 大塚正治 (2011) 旧岩崎邸庭園. 東京都公園協会 46. 東京公園文庫: pp 141
- 10) 北村信正 (1981) 旧古河庭園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 29: pp 94
- 11) 前島康彦 (2008) 向島百花園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 17: pp 127
- 12) 住吉泰男 (2007) 殿ヶ谷戸庭園. 東京都公園協会. 東京公園文庫 47: pp 173
- 13) 東京都建設局公園緑地部 (1995) 東京の公園 130 年. 東京都: pp 581
- 14) 中島 宏, 石塚達雄 (1994) 都立文化財庭園の復活計画と浜離宮恩賜庭園庚申堂鴨場の修復について. 都市公園 No126. 東京都公園協会: 5-7
- 15) 都立庭園の管理に関する専門委員会 (1999) 都立庭園の管理運営の方策答申. (財) 東京都公園協会: pp 58
- 16) 菊池正芳 (2014) 都立庭園ガイドボランティアについて. 江戸大名庭園の魅力. 東京農業大学出版会: 69-77

The Establishment of the Tokyo Metropolitan Garden Guide Volunteer from Tokyo Metropolitan Garden Management Course

By

Masayoshi KIKUCHI* and Chikayasu HAMANO**

(Received May 21, 2015/Accepted January 29, 2016)

Summary : There are currently 9 metropolitan gardens under the authority of the Tokyo Metropolitan Government. They are all gardens that have been designated as cultural property by the nation, and the Tokyo Metropolitan Government, has managed them directly. However, from 1997, management of these gardens was entrusted to the Tokyo Park Foundation. At that time, the Metropolitan garden guide volunteer system was created by the Tokyo Park Foundation. By 2015, the Metropolitan garden guide volunteer system had been introduced in all Metropolitan gardens.

Emphasis has been placed upon repair and maintenance of the facilities under proper management as cultural assets. Faced with this situation, there was a move to launch an organization called Metropolitan garden guide volunteers. The purpose of this study is to clarify and consider this history. We discuss the actual condition of facilities management and operational management from the opening of the Metropolitan gardens to the present. A literature review of the administration plan, such as the council to be involved in the legal system and the Metropolitan gardens related to garden management, enabled classification of Metropolitan garden creation and exploration of the background situation of this period, concerning Metropolitan garden use, age of garden facility renovation, separation of facilities management and operational management. In addition, this study revealed the history of the establishment of the Metropolitan garden guide volunteers through the transition of facility management and operation management.

Publication of cultural assets show not only the cultural assets themselves. The wider value of communication also includes the deeper meaning of gaining the understanding of many people. Metropolitan garden guide volunteer system was established in order to advance cooperation with citizens, and public activities to make the best possible use of the garden through a wide dissemination of the value of such a cultural heritage.

Key words : cultural asset garden, Tokyo metropolitan garden, metropolitan garden guide volunteer, garden management

* Graduate School of Ecological Symbiotic Science, Tokyo University of Agriculture

** Department of Landscape Architecture Science, Faculty of Regional Environment Science, Tokyo University Agriculture